

# 令和6年能登半島地震における 放送分野の状況

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会事務局

令和6年3月5日

# 令和6年能登半島地震における放送分野の状況（令和6年2月27日時点）

## 停波の状況

- ・ 地上波テレビ・ラジオ：**復旧**
- ・ ケーブルテレビ：**センター施設は、応急復旧完了**

## これまでの取組状況

- ・ 関係機関の協力のもと、輪島中継局への燃料補給を継続的に実施（1月4日以降6回補給を実施）
- ・ NHKが避難所を訪問し、テレビ受信可否の確認、テレビ・アンテナの設置を実施
- ・ 中継局の停波の影響で地上波テレビが映らない状況を受け、NHKが1月9日よりBS放送（BS103）で金沢局の番組を放送
- ・ 放送番組やウェブサイトにおいて偽・誤情報への注意喚起を呼びかけ

## 被害状況図

（各施設の位置及び放送エリアはイメージ）



### <凡例>

- ▲ 局所名
- ケーブルテレビのセンター施設（大）
- ケーブルテレビのセンター施設（小）
- 中継局の放送エリア
- ✕ 伝送路断
- テレビ中継局（いずれもNHKと民放4社が置局）



避難所へのテレビ・アンテナの設置（輪島市東陽中学校）

- 放送は、**災害情報の提供をはじめとして、国民の生命・財産の安全確保に大きな役割**を果たしている。
- 放送法（第108条）では、基幹放送事業者に対し、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合等における災害放送を義務づけ。また、災害対策基本法（第51条）において、指定公共機関（内閣総理大臣が指定）であるNHK及び指定地方公共機関（都道府県知事が指定）に指定されている放送事業者は、災害に関する情報の収集及び伝達の努力義務が課されている。
- **県域放送は都道府県レベルの広域情報、ケーブルテレビ等は市町村レベルの地域情報**を中心に、それぞれの特色を活かした災害放送を実施。

## 災害放送の例

### 県域放送が提供する広域の情報



東日本大震災の報道の例  
 (出典)「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」第2回会合 民放連説明資料

### CATVが提供する市町村単位の情報

**きょう 14日 木更津市 自主避難所の開設**

自主避難する際には、食料・飲料水、着替え、ラジオなど最低限の必需品を準備してください。

**【開所時間】午後9時30分まで**

○文京公民館      ○清見台公民館  
 ○畑沢公民館      ○金田地域交流センター

※午後9時30分の段階で自主避難者がいない場合は閉鎖

**きょう 14日 木更津市 携帯電話の充電場所**

日時=9月14日(土) 午後9時30分まで  
 場所=岩根公民館 清見台公民館 文京公民館  
 岩根西公民館 東清公民館 畑沢公民館  
 中郷各公民館 金田地域交流センター  
 市民活動支援センター

日時=9月14日(土) 午後5時まで  
 場所=市民総合福祉会館

日時=9月14日(土) 午後5時15分まで  
 場所=木更津市役所 朝日庁舎

## 関連法令

### ○放送法(昭和25年法律第132号)

(災害の場合の放送)

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、**暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。**

### ○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(情報の収集及び伝達)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、**指定公共機関(※1)及び指定地方公共機関(※2)**、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。)は、**法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。**

※1 日本放送協会が指定を受けている。

※2 都道府県ごとに異なるが、放送事業者(地上民放(テレビ、ラジオ)、ケーブルテレビ事業者)が指定されているケースが多い。

## 令和6年1月2日（火） NHKニュース

今回の地震や津波に関連して、旧TwitterのXで偽情報が拡散されていますが、NHKの取材班が確認したところ、地震の原因が「人工地震」と主張して不安をおおる根拠のない情報や、原子力発電所や避難所の状況などについての誤った情報が広がっています。安易に拡散すると、被災地での救助活動や避難の際に混乱が起きるおそれもあるため、冷静な対応が必要です。

1日に石川県の能登地方で、最大で震度7の揺れを観測した地震の直後から、Xでは実際の被害に関する情報や救助要請が投稿された一方、誤った情報や偽情報も広がりました。

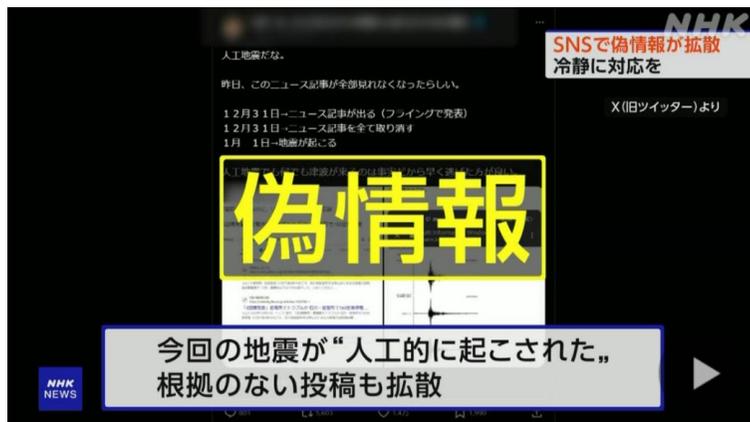
今回の地震が人工的に起こされたと主張する根拠のない投稿も広がっていて、NHKで分析したところ、2日午後5時半までに、否定するものも含めて「人工地震」に関して、およそ25万件の投稿があり、850万回近く閲覧されたものもありました。

中には、過去に北朝鮮が核実験をした際の気象庁の会見の動画など、今回の地震と関係がない動画を用いて主張する偽情報も出ていて、100万回以上閲覧されていました。

今回の地震について気象庁は、地下の岩盤が割れて片側が乗り上げる「逆断層型」の地震だと解析しているほか、今回観測されたマグニチュード7.6の規模の地震は、核実験でも引き起こすことができないレベルのエネルギーで引き起こされていて、「人工地震」という主張は科学的根拠が全くない偽情報です。

ほかにも、Xでは、原子力発電所の状況に関する偽情報や、避難所の状況について、過去の画像を流用するなどして、みずからの政治的主張に結び付ける投稿なども出ています。

多くの人が不安を感じて情報を求める災害時には、誤った情報や偽情報が広がりやすく、被災地での救助活動や、避難の際に混乱が起きるおそれもあるため、感情を揺さぶられるような情報や動画を見かけても、安易に拡散せず、情報源を確認したり、行政や報道機関の情報を調べたりするなど冷静な対応が必要です。（以下略）



(出典) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240102/k10014307161000.html>

## 令和6年1月4日（木） 関西テレビ「newsランナー」

今回の地震ではSNSで助けをを求める声上がる一方、うその内容も投稿されていて、政府が注意を呼びかける事態となっています。

X（旧Twitter）などのSNSで被災地から救助をを求める声が上がった中、“デマ”だったという例が多くみられました。実際に投稿されたデマは次のような内容です。

東日本大震災の時の津波の映像を使った「#能登半島地震 #津波ヤバイ」という投稿や、「石川県〇〇市△△町□□ 息子が挟まって動けない 私の力では動きません 頼みの綱がXしかない 助けて」といった、住所を載せたうその救助要請もありました。さらには、「被災地への寄付をお願いします コチラから」と、電子マネーをやりとりできるアプリにつながるQRコード、あるいはURLを貼ったうその投稿もあったということです。

石川県内ではこうしたデマの投稿によって、警察が出動する事態も起きています。

（中略）

デマの救助要請によって、本当に救助を必要とする人の元への救助などが遅れる可能性もあるため、非常に悪質です。過去には、デマの投稿による逮捕者が出た事例もあります。受け取った情報の真偽を見極める目も必要といえそうです。



(出典) <https://www.ktv.jp/news/feature/240104-notojishin-dema/>

## ネット上の真偽の不確かな投稿の例

- ・二次元コードを添付して寄附金・募金等を求める投稿
- ・公的機関による支援や施設利用に関する不確かな情報
- ・被災住宅について、不要なはずの住宅改修工事を勧める投稿
- ・不審者・不審車両への注意を促す不確実な投稿
- ・過去の別場面に酷似した画像を添付して被害状況を報告する投稿
- ・存在しない住所が記載されるなど、不確かな救助を呼びかける投稿

